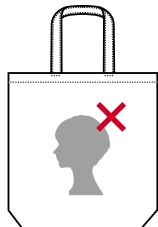


# 著作権・肖像権・商標権について

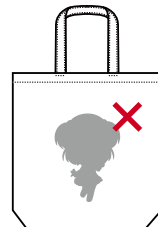
**！ 著作権や肖像権などの侵害となるデザインはお受けできません。**



有名人・芸能人の  
写真やロゴマーク



ブランドや企業等の  
ロゴマーク



アニメやゲーム等の  
キャラクターやイラスト

このような画像や写真・ロゴマークなどを利用する場合は著作権保有者・企業などに利用許諾を得る必要があります。

**！ 著作物やロゴなどを真似たパロディデザインはお受けできません。**

LOGO → GOGO **X**

有名なロゴを真似たり  
文字を変更したデザイン



有名なキャラクターを  
改変・真似たデザイン



商品パッケージ等を  
真似たデザイン

小説、音楽、美術、アニメなどの作品は、それを作った人がそれぞれ自分の考えや気持ちを作品として表現したものです。そして、この表現されたものを「著作物」、著作物を創作した人を「著作者」、法律によって著作者に与えられる権利を「著作権」と言います。

権利保有者の許可を得ずに画像や写真などの著作物を無断使用する行為は、著作権の侵害となり法律で禁止されています。そのため、著作権・商標登録のあるデザインについて関係者以外からの加工依頼はお断りさせていただきます。

また、タレントやスポーツ選手、政治家などの有名人については、「他者に勝手に描かれたり、写されたり、使用されたりしない」権利が肖像権で保護されています。

著作権と同様に、有名人の写真やイラストを無断で使用したデザインでのご注文は肖像権の侵害となるのでお受けすることができません。例外として、著作権保有者・企業などの許諾なく利用できる素材の場合、または利用許諾を得ている場合に限り、ご依頼を承ることが可能です。

**！ 販売を目的としない私的使用でもお受けできません。**

著作権法ではご自身やご家族など、限られた範囲内で著作物を利用する場合に限り、利用許諾を得る必要なく著作物を使用できるようになっています。しかし、弊社に依頼しての製作は私的利用の範囲外の扱いとなりますので、個人的に使用するためのご依頼に関しましても、著作権などで保護された画像・写真などを無断利用したデザインの場合はお断りさせていただきます。